

青森県報

第四千八十五号

平成二十七年
十二月十四日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	一
生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………	(同)	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………	(高齢福祉課)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し……………	(同)	二
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(障害福祉課)	三
道路の区域の変更……………	(道路課)	三
道路の供用の開始……………	(同)	四
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課)	四
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域)	四
右 同……………	(西北地域)	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了……………	(上北地域)	五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局)	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同)	六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………	(同)	七

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(病院課)	七
右 同……………	(同)	七
右 同……………	(同)	八

告 示

青森県告示第八百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
井沼診療所	北津軽郡中泊町大字中里字亀山四四八	平成二七・一〇・一

青森県告示第八百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
工藤内科小児科医院 工藤医院	黒石市大字内町一〇 上北郡東北町旭南一丁目三二の八〇四	平成二七・一〇・三 二七・一〇・三

青森県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	工藤 誠	まこと整骨院	五所川原市広田柳沼九〇の三	平成二七・二・一
変更後			五所川原市稲実字米崎一一九の一二二	

青森県告示第八百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止し

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
井沼診療所	北津軽郡中泊町大字中里字亀山四四八	平成二七・一〇・一

青森県告示第八百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	取消年月日
名 称 株式会社あつら	主たる事務所の所在地 青森市幸畑二丁目六の一〇	名 称 ヘルパーステーション なみのこ	所 在 地 むつ市松原町二九二の一〇
	訪問介護		平成二七・二・三

青森県告示第八百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十九条の九第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者に係る同法第五十三条第一項本文の指定を取り消したので、同法第一百五十九条の十第三号の規定により公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名 称	株式会社あづら
	主たる事務所の所在地	青森市幸畑二丁目六の一〇
介護予防サービスの種類	介護予防訪問介護	ヘルパーズなみのこ
	介護予防サービス事業を行う事業所	むつ市松原町二丁目九二の一〇
取消年月日	平成二七・二・三〇	

青森県告示第八百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	1
道路の種類	国道
路線名	二八〇号
変 更 の 区 間	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一六一の三七から東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本八の一まで
	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋二の一七から東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢四の五まで
西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字早田二九五から西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢一八七の一まで	後
	前

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	一七・五〇メートルから一三・五〇メートルまで	一、一九八・〇〇メートル	
前	一三・三〇メートルから一三・五〇メートルまで	一、一九八・〇〇メートル	
後	一三・三〇メートルから一三・五〇メートルまで	一、一九八・〇〇メートル	
前	一三・三〇メートルから一三・五〇メートルまで	一、一九八・〇〇メートル	

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	児童発達支援	緑ヶ丘発達支援センター	平成二七・三・一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	放課後等デイサービス	緑ヶ丘児童デイサービスセンター	
			上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二一六二	
			上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二一六二	

青森県告示第八百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三七から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三九の一まで	平成二七・三・二四

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

空港用化学消防車 一台（下取車一台）

二 調達方法

交換

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十七年十月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

帝国繊維株式会社

東京都中央区日本橋二丁目一の一〇

七 契約金額

二億千三百八十四万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十七年九月十六日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 前山工務店

二 氏名 前山 勇

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字門外四丁目一二の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第八三〇八号

五 取消年月日 平成二十七年十一月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十七年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社須崎建設
- 二 代表者の氏名 須崎 暁
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬端山崎二〇二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇二八〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年十一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事業が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十四日

上北地域県民局長 山 田 裕

地区名	黒 岡	県営土地改良事業の名称	ため池等整備事業	工事業完了年月日	平成 二七・一〇・三〇
-----	-----	-------------	----------	----------	----------------

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の称	名 氏 代 表 者	氏 会 計 責 任 者	主たる事務所の所在地	年 届 月 日 出
外崎弘美後援会	外崎 弘美	外崎 弘美	北津軽郡鶴田町大字 葛蒲川字一本柳 一五の二	平成 二七・一〇・三〇
進藤かねひこ青森県後援会	野上 憲幸	三浦 則昭	青森市本町二丁目 六の一九	二七・二・二
亀田弘徳後援会	船橋 力男	亀田 タツ子	東津軽郡平内町大字 小湊字小湊九五 の一	二七・二・三

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項
社会民主党青森県連合会 (三上 武志)	新	社会民主党青森県連合会 (三上 武志)	旧
代表者氏名	小野寺 文郎	代表者氏名	白川 政則
異動年月日	平成二七・一〇・三	異動年月日	平成二七・一〇・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項
青森県介護政治連盟 (齊藤 淳)	新	山崎みよし後援会 (山市 幸男)	旧
代表者	齊藤 淳	代表者	山市 幸男
主たる事務所の所在地	三沢市大町二丁目六の二	主たる事務所の所在地	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四九
代表者	中山 辰巳	代表者	山崎 豊
異動年月日	平成二七・一〇・二	異動年月日	平成二七・一〇・二

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同法第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
青山会	中村 寿文	平成二七・一〇・三
政寿会	折戸 忠	二七・一〇・三
中村寿文後援会	四戸 正義	二七・一〇・三

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
横山 北斗	横山北斗後援会	主たる事務所の所在地	青森市古川二丁目九の二	青森市古川三丁目二二の三	平成二六・五・三
山内 卓	希山会	公職の種類	県議会議員	衆議院議員	二六・一・二四
仲 里奈	波多野里奈を支える会	主たる事務所の所在地	青森市新町一丁目一一の二	青森市西大野二丁目一の五	二六・九・六
仲 里奈	波多野里奈を支える会	主たる事務所の所在地	東京都港区港南三丁目九の三三	青森市新町一丁目一一の二	二六・三・三

青森県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中村 寿文	青山会	平成二七・一〇・三

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
Cアーム型多目的エックス線透視撮影装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目八の一

六 契約金額
一億四十四万円

七 契約の相手方を決定した手続
二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低

の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
SPECT CT装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十月二十三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社 八甲メディカル

青森市自由ヶ丘二丁目二〇の四〇

六 契約金額

六千三百三十四万四千円

七 契約の相手方を決定した手続

二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

P E T C T周辺機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院 管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年十月二十三日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 八甲メデイカル

青森市自由ヶ丘二丁目二〇の四〇

六 契約金額

一億六百三十八万円

七 契約の相手方を決定した手続

八 随意契約の理由

二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭